

議案第 80 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 9 年 9 月 29 日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成 9 年 9 月 29 日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- | | | | |
|---|---------|--------------------|-----|
| 1 | 財産の種類 | 日本画 濱田台児作「投入堂（国宝）」 | 1 点 |
| 2 | 納入場所 | 三朝町地域民芸品等保存伝習施設 | |
| 3 | 契約の相手方 | 鳥取市今町 2 丁目 1 5 1 | |
| | | 株式会社 鳥取大丸 | |
| | | 代表取締役専務 篠崎友実 | |
| 4 | 契約金額 | 26,250,000 円 | |
| 5 | 納入期限 | 平成 9 年 11 月 10 日 | |
| 6 | 契約締結の方法 | 随意契約 | |